

**平成 27 年度**

**財政援助団体等監査報告書**

**合志市監査委員**

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種別

財政援助団体監査  
公の施設の指定管理者監査

### 2 監査の対象

#### (1) 補助金を交付した団体・指定管理者

社会福祉法人 合志市社会福祉協議会

#### (2) 交付した補助金

交付した補助金	平成 26 年度	平成 27 年度	主管課
合志市社会福祉協議会運営事務事業補助金	33,371,000 円	37,031,000 円	福祉課
放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金	4,150,976 円	4,590,000 円	子育て支援課

#### (3) 指定管理施設及び指定管理料

指定管理施設	指定管理料		主管課
	平成 26 年度	平成 27 年度	
合志市保健福祉センター「ふれあい館」	26,500,000 円	26,500,000 円	高齢者支援課
合志市老人憩の家	13,000,000 円	13,000,000 円	高齢者支援課
合志市福祉センター「みどり館」	21,500,000 円	21,500,000 円	高齢者支援課

### 3 監査の範囲

市が補助金として財政的援助を与えているもの及び公の施設の管理を行なわせているものに係る平成 26 年度及び平成 27 年度における出納その他の事務の執行状況

### 4 監査の期間

平成 27 年 11 月 20 日から平成 28 年 2 月 9 日まで

### 5 監査の方法

合志市の補助金が、交付目的どおりに適正に執行されているか、また、指定管理者協定書等に基づく義務の履行は適切に行なわれているかを主眼とし、上記監査対象団体及び所管課から必要な資料及び関係書類の提出を求め、質問、その他必要と認めた監査手続きにより実施した。

## 第2 監査の結果等

### 1 団体の概要

#### (1) 設立目的

合志市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の増進を図ることを目的に設立された。

#### (2) 事業の内容(定款より)

合志市社会福祉協議会は、上記目的のため、次の事業を行なっている。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 1から3のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 5 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- 6 共同募金事業への協力
- 7 在宅高齢者等介護予防・生活支援・家族介護支援サービス事業
- 8 生活福祉資金貸付事業
- 9 福祉金庫貸付事業
- 10 総合相談事業
- 11 居宅介護等事業
- 12 居宅介護支援事業
- 13 通所介護事業
- 14 訪問入浴介護事業
- 15 訪問看護事業
- 16 障害福祉サービス事業
- 17 児童館管理業務運営
- 18 地域子育て支援拠点事業
- 19 ファミリー・サポートセンター事業
- 20 放課後児童健全育成事業
- 21 病児・病後児保育事業
- 22 一時預かり事業
- 23 保育所の経営
- 24 一般相談支援事業
- 25 特定相談支援事業
- 26 障害児相談支援事業
- 27 障害児通所支援事業
- 28 南ヶ丘福祉支援センター事業
- 29 合志市保健福祉センターの管理・経営
- 30 合志市老人憩の家の管理・経営
- 31 合志市福祉会館の管理・経営
- 32 合志市福祉センターみどり館の管理・経営

### 33 その他この法人の目的達成のため必要な事業

#### (3)組織

平成27年10月1日現在の組織は、役員12人(理事10人(会長・副会長含む)、監事2人)、評議員22人を置き、事務局は職員73人、嘱託職員53人、臨時職員52人、登録職員75人により構成されている。

## 2 指定管理者が行なう事業及び業務

### (1)合志市保健福祉センター「ふれあい館」(1～7は条例・8～10は協定書に基づく)

- 1 市民の健康管理と疾病予防に関する事業
- 2 高齢者の介護予防及び生活支援に関する事業
- 3 身体障害者等の生活支援に関する事業
- 4 市民の子育て支援に関する事業
- 5 市民のふれあいと交流に関する事業
- 6 社会福祉事業推進のための企画及び調整等に関する事業
- 7 その他ふれあい館の設置の目的を達成するために必要な事業
- 8 ふれあい館の使用に関する業務
- 9 ふれあい館の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- 10 前9号に掲げるもののほか、指定管理者がふれあい館の管理上必要と認める業務

### (2)合志市老人憩の家(1～6は条例施行規則、7～9は条例に基づく)

- 1 老人の生活、身上等の相談及び指導に関する業務
- 2 老人の保健、疾病等の相談及び指導に関する業務
- 3 老人の後退機能の回復に関する業務
- 4 老人の趣味の育成及び教養の向上に関する業務
- 5 老人のスポーツ及びレクリエーションに関する業務
- 6 その他老人福祉の向上に関する業務
- 7 老人憩の家の使用に関する業務
- 8 老人憩の家の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- 9 前8号に掲げるもののほか、指定管理者が老人憩の家の管理上必要と認める業務

### (3)合志市福祉センター「みどり館」(1～3は条例施行規則、4～6は条例に基づく)

- 1 福祉の推進に関する業務
- 2 健康づくりに関する業務
- 3 その他市長が必要と認める業務
- 4 みどり館の使用に関する業務
- 5 みどり館の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- 6 前5号に掲げるもののほか、指定管理者がみどり館の管理上必要と認める業務

### 3 監査の結果

#### (1) 社会福祉法人合志市社会福祉協議会

近年の厳しい経済状況の中、多くの課題を抱えながらも、地域における社会福祉のためにご尽力いただいていることについて敬意を表するものである。

事業運営は設立目的に沿って行なわれ、当該補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていたが、資料提出後に資料の訂正が何度も行なわれているので、それぞれの事業内容や事業に応じた歳入・歳出額を確実に把握した上で、今後の事務処理に万全を期されたい。

また 各事業の収支については、採算割れの事業もあり、今後の協議会の運営に支障をきたさぬようしっかりした財政計画を立て、健全な運営を遂行されたい。

今後とも、自主財源の確保と効率的な予算の執行に取り組まれるとともに、市からの補助金を有効に活用され、合志市の福祉の増進に積極的に取り組んでいただくようお願いしたい。

なお、事務処理において指導した軽易な事項については記述を省略した。

また、施設の指定管理に係る出納事務は、おおむね適正に執行されていた。

#### (2) 福祉課

補助金に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

#### (3) 高齢者支援課

公の施設の指定管理に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

#### (4) 子育て支援課

補助金に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。